

⑤特別児童扶養手当の受給申請

1. 制度について

(1) 制度の概略

精神・知的・身体に、政令で定める程度の障がいのある児童(20歳未満)の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を監護している父母もしくは養育者に支給される手当。

関係機関の主な役割は、国が千葉県へ法定委任をし、県知事が県下申請者の認定を行っている。市町村はその窓口としての役割をもつ。

(2) 制度の根拠法令

特別児童扶養手当等の支給に関する法律、同法施行令、同法施行規則

民生委員への依頼根拠とされる法令・通知・事務処理要領等

【文書名①】

児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について

【発出者等①】

昭和48年10月31日付け、児企第48号、厚生省児童家庭企画課長通知、各都道府県民生主管部(局)長あて

【「民生委員」表記箇所①】

上記通知内、別冊「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」を抜粋。

第二 特別児童扶養手当関係書類

1 認定請求書の審査

特別児童扶養手当法施行規則(以下「規則」という。)第一条の規定により市町村に、特別児童扶養手当認定請求書(以下「認定請求書」という。)が提出された場合には、次の要領によつて審査を行うものとする。

- (1) 認定請求書に記載すべき事項で記載もれ又は誤記がないかどうか審査すること。
- (2) 認定請求書に次の書類が添付されているかどうか審査すること(規則第一条)。

※ア・イ・ウ略

エ 受給資格者が父又は母である場合において、支給対象児童と同居しないでこれを監護するときは、その事実を明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び学校長、寄宿舎の長、民生委員、児童委員等の証明書であること。

オ 受給資格者が養育者である場合には、支給対象児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本並びに受給資格者が支給対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び民生委員、児童委員等の証明書であること。

【文書名②】※「④児童扶養手当の受給申請」の文書②と同内容

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の外国人適用に伴う事務取扱いについて